

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) システム標準化の進捗状況について

資料 システム標準化の進捗状況について

総務企画局

令和7年2月12日

システム標準化の進捗状況について

総務企画局

令和7（2025）年2月12日

1 地方公共団体の基幹業務システム標準化について

(1) 経緯（総務省資料抜粋〔令和5年(2023年)11月〕）

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。〔令和3年（2021年）5月〕

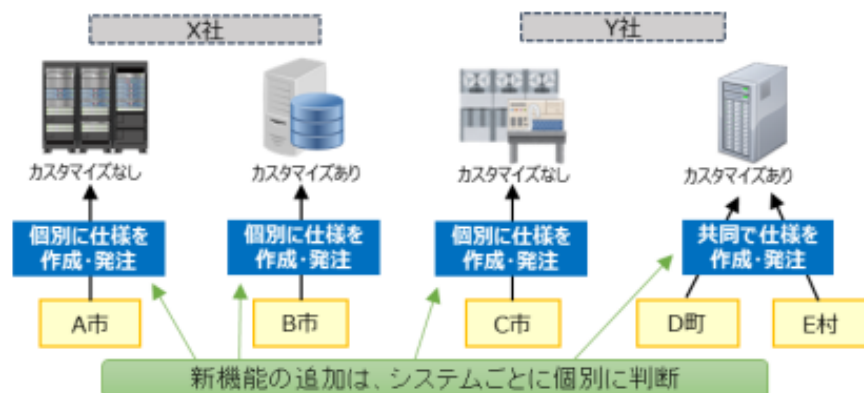
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

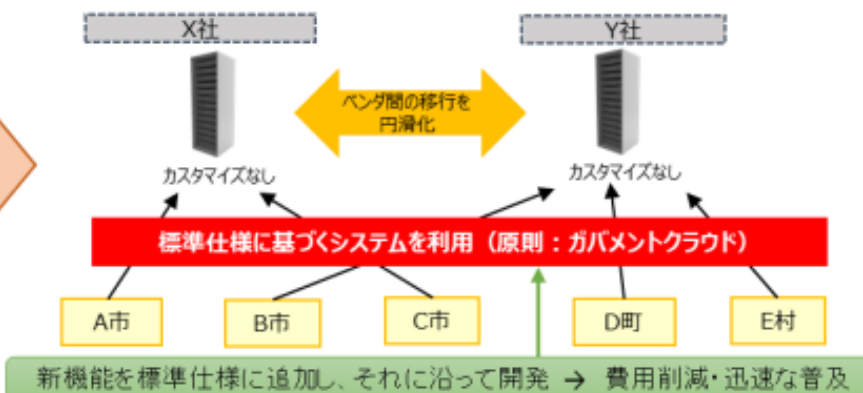
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



1 地方公共団体の基幹業務システム標準化について

(2) 地方公共団体情報システム標準化基本方針（デジタル庁資料抜粋〔令和4年(2022年)10月〕）

地方公共団体情報システム標準化基本方針の概要（令和4年10月閣議決定）

- 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号）第5条に基づき、標準化の推進に関する基本的な事項について、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるもの。
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、地方3団体から意見聴取の上、作成（閣議決定）。

統一・標準化の意義及び目標

移行期間：「2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

地方公共団体におけるデジタル基盤の整備、競争環境の確保、システムの所有から利用へ、迅速で柔軟なシステムの構築

- 国又は地方公共団体は、従来、時間と費用の両面から大きなコストが生じていた基幹業務システムからのデータの取り込みを円滑に行うことが可能となり、迅速な国民向けサービスの開始に寄与する。
- デジタル庁は総務省とともに、全地方公共団体の移行スケジュール及び移行に当たっての課題を把握し、その解決に地方公共団体と協力して取り組むこととする。

施策に関する基本的な方針

- ・標準化対象事務の範囲
- ・標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加
- ・推進体制
（制度所管府省の役割、関係府省会議）
- ・意見聴取等

標準化基準に関する基本的な事項

- ・共通標準化基準に関する基本的な事項
（データ要件・連携要件、セキュリティ、ガバメントクラウドの利用、共通機能）
- ・標準化基準の策定に関する基本的な事項
（標準化基準の策定・変更方針、適合性の確認、検討体制）

その他推進に必要な事項

- ・地方公共団体への財政支援
（財政支援に関する基本的考え方、デジタル基盤改革支援補助金）
- ・地方公共団体へのその他の支援
（情報提供、市区町村の進捗管理、デジタル人材、都道府県の役割等）

	令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	令和5年度（2023年度）	令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）
標準準拠システムへの移行 （地方自治体）	先行事業 （標準準拠していないシステム）		移行支援期間 （2025年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指し、国はそのために必要な支援を積極的実施）		

1 地方公共団体の基幹業務システム標準化について

(3) デジタル基盤改革支援補助金（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）

- 地方公共団体情報システム機構法第9条の2「デジタル基盤改革支援金」に基づく補助金。
- 対象となるのは、**「標準準拠システムへの移行に向けた調査等事業及び原則としてガバメントクラウド上でアプリケーション事業者が提供する標準準拠システムへの移行事業」**
 - ⇒補助金を受けるには、**ガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する必要がある。**
(従来の、庁舎に設置したサーバーにシステムを構築する手法では補助金が得られない。)
- 補助金は**上限額の範囲内で10/10交付される。**



本市では、原則としてガバメントクラウドを利用することとし、補助金を活用して標準化対応を行うこととした。

ただし、本市の上限額は**当初約13億円**となっており、必要経費を大きく下回っていたことから、国への要請活動の中で、補助上限額の拡充等を要請することとした。

2 これまでの経過

(1) 本市における国への要請の経過

	課 題		国の予算編成に対する要請事項		国の対応
令和5年度	必要経費に対し補助上限額が大きく不足。	⇒	補助対象経費は上限額を定めず全額国負担とすること。	⇒	補助金の上限額を拡充。
	移行期限に間に合わないシステムの顕在化。	⇒	移行期限や財源措置については柔軟な対応を行うこと。	⇒	移行期限に間に合わないシステムを移行困難システムとして認める。
令和6年度	上限額は拡充されたが、必要経費に対し補助上限額は依然として不足。	⇒	補助対象経費は令和8(2026)年度以降の経費も含め、上限額を定めず全額国負担とすること。	⇒	令和7(2025)年度末までに移行が間に合わない場合も、概ね5年以内に移行できるよう、国が積極的に支援。
	令和8(2026)年度以降補助金が出るかは不透明。	⇒		⇒	補助金も5年延長を目途に検討。
	移行困難システムに配慮しない制度改正がされた場合、対応が困難。	⇒	制度改正等が移行困難システムに配慮して実施されること。	⇒	—

2 これまでの経過

(2)「地方公共団体情報システム標準化基本方針」等の変遷

- 令和4年10月 国：「**地方公共団体情報システム標準化基本方針**（以下「基本方針」という。）」閣議決定
⇒原則令和7年度末までに標準準拠システムへ移行
- 国：デジタル基盤改革支援補助金…**全20業務をクラウド上の標準準拠システムへ移行する必要がある。**
- 令和5年 5月 市：本市において、2システムが移行期限に間に合わない旨ベンダから報告があった。
⇒本市だけではなく、全国的な問題であることを確認
- 令和5年 6月 市：「令和6年度国の予算編成に対する要請」において、移行期限の延伸と補助金拡充を要請
- 令和5年 9月 国：**基本方針の改定（1回目）**
⇒移行期限（令和7年度末）は堅持されたものの、移行困難システムについて明記された。
⇒これに伴い、補助金も「全20業務」という条件がなくなった。
- 令和5年10月 国：移行困難システムの把握に関する調査を実施
⇒市：20業務中10業務について、移行困難となる旨回答
- 国：補正予算を閣議決定。補助金の基金に5,163億円追加計上され、総額6,988億円となる。
- 令和6年 3月 国：移行困難システム、補助上限額拡充について全国に通知
⇒市：移行困難システム…報告した全10業務、**補助上限額…約13億円から約63億円へ拡充**
- 令和6年 8月 国：「自治体情報システムの標準化に関する移行経費の状況調査」実施
⇒市：補助対象経費総額が約134億円となる旨回答
- 令和6年 8月 市：ベンダから、他自治体も含め移行時期がさらに遅れるシステムがある旨の報告（本市5システム）
⇒国：本件への対応について通知を発出
- 令和6年12月 国：**基本方針の改定（2回目）**
⇒「移行困難システム」が「特定移行支援システム」に名称変更
・「特定移行支援システム」について概ね5年以内に移行できるようにする」旨明記
・「デジタル基盤改革支援基金の設置年限を5年延長を目途に検討する」旨明記

3 地方公共団体情報システム標準化基本方針の改定【令和6(2024)年12月】

(1) 改訂のポイント

①：標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行の実現

現行システムから令和7(2025)年度末までの移行を着実に推進。ガバメントクラウドの利用促進策（利用料の低減等）、移行後の経過措置（一部機能の移行後の実装等）で円滑な移行を後押し。

②：令和8(2026)年度以降の移行が具体化したシステムへの対応

令和8(2026)年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステムについて、**「特定移行支援システム※」**として、国が積極的に支援。（※**「移行困難システム」から「特定移行支援システム」に名称を変更。**）

自治体からの申し出のあった移行スケジュールも踏まえて、

概ね5年以内（令和8(2026)年度～令和12(2030年度)）に移行できるようにする。

③：移行後の安定的な制度運営に向けた対応

標準仕様書の改定が必要となった場合には、制度所管省庁は、速やかに、デジタル庁・総務省と協議。標準仕様書の改定は、遅くとも施行日の1年以上前。

それが困難な場合であっても、標準仕様書の改定案をできる限り早期に公開することを徹底。

④：確実な移行経費の支援

デジタル基盤改革支援基金の設置年限（令和7(2025)年度末）について、5年延長を目途に検討。

(2) 本市への影響

- 本市の標準化対象システムは、すべて国が想定する「概ね5年以内の移行」に間に合う見込み。
- デジタル基盤改革支援基金の設置年限延長により、**令和8年度以降に発生する移行経費も含め、本市の標準化対象システムに発生するすべての補助対象経費が補助金の対象となる見込み。**
（補助上限額は、現在総務省と財務省で拡充に向けた折衝中）

4 本市の現状

(1) 本市の標準化対象システム及び移行時期（見込み：令和7(2025)年1月現在）

当初の移行期限（令和7年度末）

特定移行支援システム…概ね5年以内に標準準拠システムへ移行

項 番	対象システム	標準化対象業務	特定移行支 援申請状況	R6(2024)年度	R7(2025)年度 (R8.1)	R8(2026)年度 (R9.1)	R9(2027)年度 (R10.1)	R10(2028)年度 (R11.1)	R11(2029)年度	R12(2030)年度
1	区役所事務サービス システム	住民記録、印鑑証明	-	標準化対応	★移行完了予定					
2	保健所総合システム	健康管理	-	標準化対応	★移行完了予定					
3	選挙システム	選挙人名簿管理	-	標準化対応	★移行完了予定					
4	福祉総合（2次） システム	障害者福祉、児童手 当、児童扶養手当	協議済	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
5	福祉総合（3次） システム	子ども・子育て支援	協議中	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
6	就学事務システム	就学	協議中	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
7	就学援助システム	就学	協議中	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
8	市税システム	固定資産、市民、法人 市民、軽自動車税	協議済	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
9	福祉総合（1次） システム	介護保険、生活保護	協議中	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
10	国民年金システム	国民年金	協議中	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定					
11	国民健康保険	国民健康保険	協議中	再構築	制度改正対応	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定			
12	後期高齢者医療	後期高齢者医療	協議中	再構築	制度改正対応	標準化対応（特定移行支援システム）	★移行完了予定			
13	戸籍総合システム	戸籍、戸籍の附票	協議中	移行時期 検討中						

（年度別移行予定システム数）

3システム

4システム

3システム

2システム

5 今後の対応

(1) 令和7年度以降の対応

- ① ガバメントクラウドを利用し、引き続き補助金を活用して標準化対応を行う。
- ② 特定移行支援システムは、これ以上の遅れが発生しないよう、システムベンダと調整しながら標準化を進める。
- ③ 令和8(2026)年度に4システム、令和9(2027)年度に3システム、令和10(2028)年度に2システムがガバメントクラウド上の標準準拠システムに順次移行完了予定。
- ④ 現時点では、令和10(2028)年度末（令和11(2029)年1月）までに標準化移行を完了する見込み。

(2) 国への要請等

- ① 補助対象経費全額を補助すること。（継続）
- ② 制度改正等は、特定移行支援システムにも配慮して行われること。（継続）
- ③ 市の独自要請に加え、他自治体と足並みを揃えて対応していく。（継続）